明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（環境一三）　一

〔告　示〕
○岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件（国税庁一三）　二
○令和元年台風第十九号による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件（同一四）　三
○岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（厚生労働一五九）
○令和元年台風第十九号に伴う災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件（同一六〇）
○岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（同一六一）

省令

○環境省令第十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）を実施するため、令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令を次のように定める。

令和元年十一月一日　環境大臣　小泉進次郎

令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）

第二条　産業廃棄物処理施設の設置者が、令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理をその処理施設において行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の七の十六第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一　廃プラスチック類の破砕施設　廃プラスチック類（特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項に規定する特定家庭用機器をいう。）、小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第一項に規定する小型電子機器等をいう。）その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となったものが一般廃棄物となったものを含むものとする。次号において同じ。）

二　廃プラスチック類の焼却施設　廃プラスチック類

三　令第二条第二号に掲げる廃棄物の破砕施設　木くず

四　令第二条第九号に掲げる廃棄物の破砕施設　コンクリートの破片その他これに類する不要物

五　石綿含有産業廃棄物の溶融施設　石綿含有一般廃棄物

六　令第二条第一号から第四号の二まで及び第十一号に掲げる廃棄物の焼却施設　紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体

七　令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場　令第三条第三号ヌ(2)に掲げる水銀処理物

八　令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場　次のいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

イ　令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により生じた一般廃棄物（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県又は長野県の区域内において生じたものに限る。）